

## 令和7年度入所 保育所入所基準指数表

## 【入所選考の考え方】

- ・利用申込みが各保育所等の受入可能児童数を超過した場合、指数合計の大きい者から入所できるものとする。
- ・指数は、基本指数（父母の状況）＋補正指数で求めるものとする。
- ・指数合計が同点の場合は、同点の場合の優先順位が高い者から入所できるものとする。

## 【申請にあたっての注意点】

- ・申込締切日までに提出された書類等により審査する。
- ・書類の不備により保育の必要性の指数化の判断ができない場合は、同事由が該当する区分及び形態の最低点から－1点した指数をその者の基本指数として扱う。また、補正指数や同点の場合の優先順位が判断できない場合もそれぞれが該当しないものとして扱う。

## ○基本指数（父・母の状況）

区分	形態	就労内容	指数	父	母		
1号	自営業以外	1か月20日以上 1日7.5時間以上	20				
		1か月20日以上 1日6時間以上	18				
		1か月20日以上 1日4時間以上	16				
		1か月16日以上 1日7.5時間以上	17				
		1か月16日以上 1日6時間以上	14				
		1か月16日以上 1日4時間以上	13				
		上記のいずれにも該当しないが、1か月64時間以上	12				
	自営業（農業含む）	居宅外労働	内職	9			
			自営業中心者	1か月20日以上 1日7.5時間以上	20		
			自営業中心者	1か月16日以上 1日4時間以上	16		
			自営業協力者	1か月20日以上 1日7.5時間以上	14		
		居宅内労働	自営業協力者	1か月16日以上 1日4時間以上	12		
			上記のいずれにも該当しないが、1か月64時間以上	11			
			自営業中心者	1か月20日以上 1日7.5時間以上	19		
			自営業中心者	1か月16日以上 1日4時間以上	15		
	自営業協力者	1か月20日以上 1日7.5時間以上	13				
	自営業協力者	1か月16日以上 1日4時間以上	11				
	上記のいずれにも該当しないが、1か月64時間以上	10					
	2号	出産等	出産	18			
3号	疾病・障がい等	入院	入院中もしくは入院予定の者	20			
		自宅療養	入院に相当する治療や常時安静を要する自宅療養で常に病臥している者	20			
			精神性、感染性等の疾病で長期療養を要する者	18			
			1か月以上の疾病で週3日以上通院を要する者	16			
		心身障害者	医師の診断にて安静を要すると診断された者、あるいは1か月以上の疾病で上記以外の者	12			
			身体障害者1・2級/精神障害者手帳1・2級/療育手帳A判定	20			
			身体障害者3・4級/精神障害者手帳3級/療育手帳B判定	16			
身体障害者5・6級/療育手帳C判定	12						
4号	介護・看護	きょうだいの母子通園	20				
		同居の親族(祖父母・両親・きょうだい)の自宅介護・看護	16				
		入院している親族の介護・看護(常時、父もしくは母の介護・看護を必要とする場合に限り)	14				
5号	災害	家庭の災害復旧	20				
6号	求職活動	求職活動(起業の準備含む。)を継続的に行っている場合	5				
7号	通学	学校教育法に定める学校等の教育施設に通学している場合(通信教育は除く)	自営業以外に準ずる				
	職業訓練	公共職業訓練施設等において訓練を受けている場合					
8号	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われる恐れがあると認められる場合	20				
9号	DV	配偶者からの暴力(DV)により子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合	20				
その他		育児介護休業法に基づく育児休業の場合(最年少児が満1歳に達するまで育児に専念する場合含む)	4				
		上記以外で社会的養護の観点から市長が特に必要と認める場合	(*1)				

○補正指数

保護者の状況等	指数
ひとり親家庭	22
生活保護世帯	2
多胎児を妊娠している（妊娠・出産事由のみ）	2
1号 → 2号の認定変更の場合	6
希望施設を全て見学している場合	2
自宅住所がある区域（*2）の保育施設に申込み場合	2
市内の保育施設または幼稚園で正規職員として就労する場合 （保育士・保育教諭・幼稚園教諭、医療的ケア児の保育に携わる看護師のみ）	優先 （*3）
市内の保育施設または幼稚園で就労する場合（正規職員以外） （保育士・保育教諭・幼稚園教諭、医療的ケア児の保育に携わる看護師のみ）	6
育休復帰が入所月の月末以後5か月以内（3歳以上児）新規入所に限る	-2
育休復帰が入所月の月末以後8か月以内（3歳以上児）新規入所に限る	-4
育休復帰が入所月の月末以後8か月以降（3歳以上児）新規入所に限る	-6
就労予定（通学予定含む） 市内の保育施設または幼稚園で就労する保育士・保育教諭・幼稚園教諭、医療的ケア児の保育に携わる看護師を除く	-3
入園内定（決定）後、自己都合（*4）で辞退し、入園予定月の同年度内に申込みをした場合	-10
現在保育料の滞納がある場合	-30

児童の状況等	指数
既にきょうだいが入園している（入所月時点で在園している場合に限る）	優先 （*3）
きょうだいと同時に新規入所申込みをする場合	7
特別な支援を必要とする児童（体験保育対象児）	8
きょうだいが障害児	2
0～2歳児のみ保育する園（あくみ・新吉）の卒園に伴い転園する場合（*5）	10
医療的ケア児（希望園に事前相談し、受入体制に目途が立っている場合に限る）	20

○同点の場合の優先順位

① 当該保育所等の希望順位が高いもの
② 保護者のいずれかが、市内保育所、市内認定こども園、市内地域型保育事業所に保育士又は保育教諭として勤務（予定を含む）の場合
③ 同居（世帯が別であっても同一敷地または同一建物の場合含む）の祖父母がいない場合
④ 希望する保育所等をきょうだいが入園している場合
⑤ きょうだいと同時に新規入所申込みをする場合
⑥ ひとり親世帯（祖父母同居なし）
⑦ ひとり親世帯（祖父母同居あり）
⑧ 生活保護世帯
⑨ 保育している就学前の子どもの多い世帯（住民票等にて確認できる同一世帯に限る。）
⑩ 補正指数（滞納を除く）を含まない基本指数の高い世帯
⑪ 本市保育料徴収額表の階層低位順（期限までに必要な税資料の提出がない場合、最高階層とする）。同一階層の場合は保育料の算定に用いる課税年度の住民税の課税の基礎となる所得額（マイナスの場合は0とする。）が低い世帯を優先する。同一所得額の場合は同一世帯の収入額合計等が低い世帯を優先とする。（新年度4月入所のみ）

上記によっても決まらない場合は抽選とする

○備考

- \* 1 当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する
- \* 2 「入園のご案内」の「区域別園一覧」より該当する区域を判断する
- \* 3 受入可能人数内において優先して入所するため、優先児童数が受入可能人数を超過した場合は優先児童のうちで指数が高い児童から入所できるものとする
- \* 4 やむを得ない事情（児童の長期入院など本人の意思によらない事情）がある場合を除くが、「やむを得ない事情」かどうかを判断するための根拠書類等を提出していただく場合がある
- \* 5 2歳児クラスの児童が翌年度4月からの入所を申し込む場合に限る